

収集運搬業（積替え保管なし）

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）を
収集運搬する場合

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 **廃止
変更**届出書

年 月 日

豊田市長 殿

届出者

〒471-8501

住 所 **豊田市西町3丁目60番地
豊田市 株式会社**

氏 名 **代表取締役 豊田 一郎**

（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

電話番号 **0565-31-1212**

令和〇△年〇△月〇△日付け第**090000000000**号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止
変更**したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）の収集運搬を行う。	汚泥の収集運搬を行う。

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
(ふりがな) 名 称		住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
	役職・呼称	住 所	

廃止又は変更の理由 **「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」の改正により、「廃石綿等」として扱われていた一部の廃棄物が、「石綿含有産業廃棄物」に変更されたため。また、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものが、汚泥に該当する場合もあると示されたため。**

備考
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日）以内に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(第1面)

事業計画の

※汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）に係る事業計画のみを記載してください。

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）

市内各工事現場における石綿含有仕上塗材の除去作業によって排出される汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を最終処分場（管理型）へ運搬する。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）	1t/月	泥状	株〇〇 「他10社」 豊田市〇-〇 (県内各工事現場)	該当なし	株〇〇 (最終処分(管理型)) 豊田市〇-〇
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

安定型最終処分場へは運搬できません。

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

※これまでの申請・届出を行っている全ての車両を記載してください。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	名古屋 100 あ 11-11	4000	㈱〇〇リース	既
2	ダンプ	名古屋 100 い 22-22	10000	㈱〇〇リース	既 土砂禁車両
3	キャブオーバ	名古屋 100 う 33-33	2000	豊田市(株)	既
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

原則として車検証の「使用者」を記載することとし、所有者と使用者が同じ（使用者の欄が空欄）場合は、「所有者」を記載してください。

車検証に土砂の積載を禁止する旨の記載がある場合は「土砂禁車両」と記載してください。

事務所の所在地

豊田市西町3丁目60番地

駐車場の所在地

豊田市〇-〇 (車両No. 1, 2)、
豊田市〇-〇 (車両No. 3)

※ 付近の見取図を添付すること。

※汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）に係るもののみ記載してください。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
耐水性のプラスチック袋（二重こん包）	汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）	20ℓ	

※汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を破砕、飛散流出することなく、かつ、他の廃棄物と混合する恐れがないよう区分するための容器等を記載してください。
石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、飛散性が高いおそれがあるため、耐水性のプラスチック袋等により二重こん包を行う必要があります。

(3) 積替施設又は保管施設の概要

該当なし

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

※汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）の運搬について、車両毎の用途を記載してください。

(1) 車両毎の用途

キャブオーバ（2台）

排出時に措置した耐水性のプラスチック袋等により二重こん包された状態のまま運搬する。

ダンプ（1台）

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）は運搬しない。

(2) 収集運搬業務を行う時間、(3) 休業日は
記入不要

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	記入不要			人	人	人

※汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）の運搬について、運搬に際し講ずる措置を記載してください。

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施

(1) 運搬に際し講ずる措置

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を始め、石綿含有仕上塗材の除去作業によって排出される産業廃棄物は以下のとおり運搬する。

- ・飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した（耐水性のプラスチック袋等により二重こん包された）状態で運搬する。
- ・運搬車両は、荷台全体をシート等で覆い、飛散防止を図る。
- ・石綿等が入っていること及びその取り扱い注意事項の表示をテープ等で行う。（専用袋の表示を含む。）
- ・容器が破損しないように運搬する。
- ・他の物と混合しないよう区分して運搬する。

※一般的な収集運搬基準に加えて、以下の措置を講ずる必要があります。

- 石綿含有産業廃棄物が、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、運搬すること。（令6条第1号ロで例によることとする令3条第1号ホ）
- 石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包の状態のまま運搬すること。（石綿含有廃棄物等処理マニュアル4. 2. 1 飛散防止【解説5. 】）
- 運搬車両は、荷台全体をシート等で覆い、粉じんの飛散を防止するとともに、石綿等が入っていること及びその取り扱い注意事項の表示をテープ等で行う。（建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル4. 1 2. 5 (2)）

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

該当なし

※汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）の
容器容器等について記載してください。

（第7面）

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	耐水性のプラスチック袋 (二重こん包)	用途	汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。） 運搬用
注意事項 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 令和〇年〇月〇日

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影